

[事案 20-37] 契約転換無効確認請求

- ・平成 20 年 10 月 1 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 3 月 5 日 裁定終了

< 事案の概要 >

契約転換時に、約款改正による保障内容の変更事項を説明しなかったとして、転換前の契約に戻してほしいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 12 年に加入した保険を同 16 年 7 月に契約転換し、新しい保険に加入した(転換前契約、転換後契約とも、特定疾病保障定期保険特約、保険料払込免除特約付)。転換後の、同 17 年 11 月に大腸腺腫内癌の手術を受け、特定疾病保険金支払いおよび保険料払込免除を請求したところ、「対象となる悪性新生物(上皮内ガンを除く)」に該当しないとして、保険金支払いも保険料払込免除も認められなかった(仮に、転換契約せず被転換契約が継続していた場合には、申立人の請求は認められた)。

保険会社に確認したところ、平成 16 年 4 月 2 日以降の契約については、悪性新生物の準拠する分類提要は、大腸腺腫内癌を上皮内ガンから除外していた「昭和 53 年版厚生省分類提要」から、大腸腺腫内癌を上皮内ガンと定義する「平成 6 年版厚生労働省分類提要」に切り替えられたため、転換後契約において大腸腺腫内癌は支払対象外になったとのことだが、転換時に大腸腺腫内癌の取扱い変更に関する説明は聞いていない。

説明義務違反として転換契約を無効とし、転換前契約に復旧したうえで特定疾病保険金の支払いおよび保険料の払込免除について認めて欲しい。

< 会社の主張 >

以下の理由により、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 転換後契約は平成 16 年 8 月に契約締結されており、特定疾病保険金支払いおよび保険料払込免除の対象となる「悪性新生物」は、「平成 6 年版厚生労働省分類提要」に規定される内容となっている。申立人が診断された「大腸腺腫内癌」は「上皮内ガン」として定義され、「対象となる悪性新生物」の保障対象から除外されている。
- (2) 転換前契約の締結当時と転換後契約の締結当時とは、医学の進歩によって、対象となる悪性新生物および対象にならない上皮内ガンの定義が変わったため、当該変更を反映すべく準拠する分類提要を変更したに過ぎず、転換前契約と転換後契約とで、保障対象に関する契約内容自体に変更はない。準拠する分類提要が変更されたことにつき説明をしなかったことが、契約の無効をもたらすと認めることは出来ない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面により審理を行った結果、以下により本件申立てには理由がないものと認め、生命保険相談所規程第 40 条にもとづき裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

- (1) 保険会社が申立人に、悪性新生物について準拠する分類提要が変更になったことを説明しなかったことが、直ちに転換契約の無効に繋がるわけではない。

そのため、申立の理由として、錯誤による無効(民法 95 条)、詐欺による取消(民法 96 条 1 項)を主張するものと理解し、審理を行った。

- (2) 申立人の錯誤が、民法 95 条の「錯誤」に該当するためには「要素の錯誤」が認めら

れる必要がある。しかし、「大腸腺腫内癌」が特定疾病保険金及び保険料払込免除の対象となる悪性新生物に該当するか否かが、契約転換を左右する事情とは認められないので、申立人の錯誤を「要素の錯誤」と認定することはできない。申立人の錯誤は、「動機の錯誤」に属するものであるが、「動機の錯誤」が錯誤に該当するためには、当該動機が表示されている必要があるとされている。本件では、契約転換に際し、上記動機が、相手方会社に表示されていたとは認められないので、この点からも、申立人の錯誤を認めることは出来ない。

- (3) 詐欺が成立するためには、営業職員による欺罔行為が必要である。本件では、悪性新生物について準拠する分類提要が変更になったことを、保険会社の営業職員が申立人に説明する義務があったと言えるかが問題となる。

準拠する分類提要の変更は、特定疾病保険金支払いの有無、保険料払込免除の可否に関わる事項ではあるが、「大腸腺腫内癌」が特定疾病保険金及び保険料払込免除の対象となる悪性新生物に該当するか否かは、契約締結の動機を直接左右する事項とは言えず、保険契約に関する重要な事項とは言えない。従って、「大腸腺腫内癌」が特定疾病保険金及び保険料払込免除の対象となる悪性新生物に該当すると申立人が誤信していることを奇貨として、敢えて説明しない場合を除き、営業職員には、準拠する分類提要の変更については積極的な説明義務はないと言える。よって、詐欺は成立せず、取消しは認められない。

【参考】

民法95条

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

民法96条1項

詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。